

再生可能エネルギーに関するセミナー及び相談会開催業務  
委託に係る企画提案公募実施要領

1. 業務の目的

本県では、「島根県環境総合計画」において、再生可能エネルギーに関して「地域振興や産業振興につながる島根の地域資源を活かした導入促進と適切な維持管理の推進」及び「県民が一体的となって取り組むための普及啓発」を取組の方向に掲げている。

本事業は、再生可能エネルギーを活用した地域振興の機運を醸成するため、地域の担い手である県民、事業者及び自治体職員を対象に、再生可能エネルギーに関するセミナー及び相談会を行い、「住民主体の再エネによる地域振興」や「再エネと地域の共生」について知見を広げてもらうことを目的とする。

2. 委託業務の内容等

(1) 業務名	再生可能エネルギーに関するセミナー及び相談会 開催業務
(2) 委託期間	契約締結日から令和9年2月12日（金）まで
(3) 業務の内容	別添仕様書に定める業務の内容のとおり
(4) 契約上限金額	3,592千円（消費税及び地方消費税を含む。） セミナー開催にあたり一切の経費を含む。

3. 応募資格

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人又は個人事業主、特定非営利活動法人促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- (7) 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在

地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (10) 委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。
- (11) 発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

#### 4. 募集に関するスケジュール、選定方法等

(1) 募集期間	令和8年6月17日(水)から7月17日(金)まで。 企画提案募集要領は、県環境政策課ホームページで閲覧、ダウンロードが可能である。
(2) 事前説明会	開催しない。
(3) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、企画提案質問票(様式第3号)にて令和8年6月17日(水)から6月26日(金)12時までメール又は郵送(書留などの受付確認が可能な方法に限る。以下同じ。)により提出すること。
(4) 質疑の回答方法	令和8年7月3日(金)までに県環境政策課ホームページに掲載する。なお、評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公な審査を行うために受け付けない。また、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わるもので、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容が含まれると県が判断した場合は、ホームページへの掲載はせず、個別に回答する場合がある。
(5) 企画提案書等提出期間	令和8年6月17日(水)から7月17日(金)まで。 提出方法：持参又は郵送による。但し、提出は休日(島根県の休日を定める条例(平成元年3月25日条例第9号)第1条に規定する休日のことをいう。)を除く毎日8時30分から17時までの必着とする。

(6) 審査方法	<p>① 審査会を設置し、審査を行い委託予定事業者を選定する。なお、審査会の開催は非公開とする。</p> <p>② 審査会は、企画提案書を提出した者(以下、「提案者」という。)について、書類審査を実施し、最も評価が高かった者を委託予定事業者として選定する。なお、最も評価が高かった者が2者以上となった場合は、審査委員において合議のうえ決定する。</p> <p>③ 審査会は必要に応じ、提案者に対して説明を求める場合がある。</p> <p>④ 審査会は、主に下記の項目において審査を行う。</p> <p>⑤ 審査結果は、全提案者に書面により通知するが、選定の結果に対する質問及び異議申し立ては受け付けない。</p> <p>《審査項目》</p> <table border="1" data-bbox="491 813 1350 1675"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 813 762 857">項 目</th> <th data-bbox="762 813 1350 857">事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 857 762 943">目的・趣旨</td> <td data-bbox="762 857 1350 943">・事業の目的・趣旨を正しく理解し、反映されているか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 943 762 1216">企画提案に関する事項</td> <td data-bbox="762 943 1350 1216">・再生可能エネルギーについて理解を深める内容か。 ・目的を達成するための効果的な提案か。 ・開催市町村の希望内容が反映されているか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1216 762 1489">業務遂行能力に関する事項</td> <td data-bbox="762 1216 1350 1489">・実施手段・方法、スケジュールが具体的に提案されているか。 ・本業務を遂行するための十分な能力、経験を有しているか。 (類似事業の過去実績の有無、人員体制の状況など)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1489 762 1547">見積内容</td> <td data-bbox="762 1489 1350 1547">・適切な見積り内容になっているか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1547 762 1675">女性活躍推進に関する事項</td> <td data-bbox="762 1547 1350 1675">・しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)、しまね女性の活躍応援企業に該当するか。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	事 項	目的・趣旨	・事業の目的・趣旨を正しく理解し、反映されているか。	企画提案に関する事項	・再生可能エネルギーについて理解を深める内容か。 ・目的を達成するための効果的な提案か。 ・開催市町村の希望内容が反映されているか。	業務遂行能力に関する事項	・実施手段・方法、スケジュールが具体的に提案されているか。 ・本業務を遂行するための十分な能力、経験を有しているか。 (類似事業の過去実績の有無、人員体制の状況など)	見積内容	・適切な見積り内容になっているか。	女性活躍推進に関する事項	・しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)、しまね女性の活躍応援企業に該当するか。
項 目	事 項												
目的・趣旨	・事業の目的・趣旨を正しく理解し、反映されているか。												
企画提案に関する事項	・再生可能エネルギーについて理解を深める内容か。 ・目的を達成するための効果的な提案か。 ・開催市町村の希望内容が反映されているか。												
業務遂行能力に関する事項	・実施手段・方法、スケジュールが具体的に提案されているか。 ・本業務を遂行するための十分な能力、経験を有しているか。 (類似事業の過去実績の有無、人員体制の状況など)												
見積内容	・適切な見積り内容になっているか。												
女性活躍推進に関する事項	・しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)、しまね女性の活躍応援企業に該当するか。												
(7) 審査結果の通知	提案者に対し、令和8年7月下旬(予定)に通知する。												
(8) 契約締結	「6. 契約関係」参照												

○提出先及び問い合わせ先  
 〒690 - 0851 松江市殿町 1 番地  
 島根県環境生活部環境政策課 担当: 築道  
 電話 : 0852 (22) 6237 / FAX: 0852 (25) 3830  
 E-mail : saiene@pref.shimane.lg.jp

5. 提出書類及び提出部数について

① 提出書類は下記のとおりとする

1	企画提案参加申込書(様式第 1 号)
2	企画提案書(様式第 2 号)
3	オンラインセミナー・イベント受託に係る契約書の写し
4	見積書 提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと
5	その他参考となる資料
6	会社(団体)概要及び定款
7	島根県税の滞納がないことの証明書
8	誓約書
9	決算書

② 提出部数等

上記①の 1~6 は、原本(正) 1 部とコピー(副) 4 部、7~9 は、  
 原本 1 部を提出すること。

なお、提出書類は、ダブルクリップ留め、またはひも綴じとする。

6. 契約関係

(1) 契約方法等	提案内容については、県が一部変更を求める場合がある。双方協議のうえ、委託予定事業者と委託内容、委託料等について合意した場合は、委託契約を締結する。
(2) 委託料の支払	原則として精算払いとする。
(3) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(4) 契約保証金	契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(5) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)を遵守すること。
(6) 契約書及び仕様書	別途作成・指示する。

## 7. 留意事項

- (1) 参加申込書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。
  - ・ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
  - ・ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの
  - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - ・ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - ・ 虚偽の内容が記載されているもの
- (2) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。
- (3) 本要領に基づき提出された書類は返還しない。
- (4) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。